

第 2 次
胎内市行政改革大綱
実施計画
最終報告

平成30年3月
胎内市

第2次胎内市行政改革大綱実施計画の最終報告

胎内市では、市民ニーズの高度化・多様化など社会情勢が大きく変化する中で、改めて行政サービスの向上と効率的・効果的な行政運営システムを確立する指針として「胎内市行政改革大綱」を平成19年2月に、またそれに引き続き、「第2次胎内市行政改革大綱」を平成24年2月に策定しました。

平成24年10月には「第2次胎内市行政改革大綱」の目指す方向性と取組の重点事項「市民の視点に立った行政運営の推進」「健全で効率的な財政基盤の確立」「効率的で質の高い執行体制の整備」に基づいて、行政改革を一層推進するため、平成28年度を目標年度とする具体的な取組の指針として「第2次胎内市行政改革大綱実施計画」を策定し、行政改革の取組を進めてきました。

平成26年度に平成24年度～25年度の2か年の取組をまとめた中間報告を行いました。本報告では、その後の取組を含めた5年間（平成24年度～28年度）の取組と最終的な達成状況について公表します。

1. 実施計画の取組状況

「第2次胎内市行政改革大綱」の目指す方向性と取組の重点事項「市民の視点に立った行政運営の推進」「健全で効率的な財政基盤の確立」「効率的で質の高い執行体制の整備」の3つの改革項目の具体的な取組の方針について、実施計画を基に推進してきました。5年間での主な取組状況は次のとおりとなります。

「市民の視点に立った行政運営の推進」

(1) 情報公開、情報提供の推進

平成26年4月に新たにCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入し、アクセシビリティにも対応した見やすいホームページにリニューアルするとともに、情報量も充実させました。また、ブログ・フェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した情報発信を開始するとともに、これらの利用指針として平成28年3月にソーシャルメディア活用ガイドラインを策定しました。ホームページやGISを活用した情報発信を推進するための職員研修も毎年度実施しました。

情報公開コーナーの設置については、情報システムの運用管理やコスト、設置スペースなどの課題があるため設置を見送り、情報公開については情報公開請求制度により対応しました。

市報等の広報の充実については、継続的に広報モニターの意見を反映させ、紙面の見やすさの向上や内容の充実を図りました。

広聴の推進については、「市長への手紙」や、計画策定時等における市民ワ

ークショップ、意見公募等により実施するとともに、広聴制度の機能向上を目的に、他自治体事例の情報収集を行いました。

(2) 市民の参画と協働

市民がまちづくりに主体的に参画できる機会として、各種委員会において公募による市民委員の登用を図るとともに、総合計画など各種計画の策定過程で市民の参画が可能なワークショップを開催しました。これらを通じ、市民参画による政策形成を行うよう努めました。

自治会や市民活動団体が行う地域活性化を図るための取組に対し、合併振興基金運用益活用事業補助金を交付して支援を行いました。自治会の活動拠点整備や、行政と市民活動団体の協働のきっかけづくりとして有効に活用されました。

(3) ボランティア団体、NPO等の育成支援

ボランティア団体やNPO等の育成や活動の活性化に向け、まちづくりや協働等をテーマとした講演・セミナーを開催するとともに、合併振興基金運用益活用事業補助金を活用して実施した活性化事業等の事例を発表し、他の自治会やNPO等に情報提供する市民活動講習会を毎年実施しました。また、市の外郭団体等に対し自立運営を促す育成支援を実施しました。

(4) 多様な担い手の活用

市所有施設の指定管理者制度の導入と事務業務の民間委託の導入を検討し、平成25年の産業文化会館等の文教施設、平成28年のスポーツ施設など、新たに28施設に指定管理または民間委託を導入しました。

「健全で効率的な財政基盤の確立」

(1) 健全な財政運営

収入の確保対策として、まず税の徴収については、庁内において徴収対策班長会議を実施して関係各課で連携をとるとともに、地方税徴収機構とも連携して徴収技術の向上等も図りながら、収納率の維持向上に努めました。また、コンビニ収納の税目追加や市報等による周知、特別徴収の制度説明等により、収納環境の整備を図りました。これらの取組みの結果市税収納率は年々向上し、平成24年度に95.9%だったのに対し28年度は97.3%に達しました。

次に遊休財産の利活用については、市所有地や公用車、不要備品の売却・貸付を行い、計画期間内における売却収入が22,743千円、貸付収入が34,554千円となりました。

支出面では平成 28 年度から普通交付税合併算定替の縮減期間に入りましたが、これに対応する平成 26 年度～30 年度までの財政健全化計画を策定し、この計画に基づいた予算編成や計画の適正な管理を行いました。実質公債費比率については平成 24 年度の 16.5%から 28 年度は 11.2%に改善しています。

市所有施設の見直しについては管理運営体制を見直し、管理業務の民間委託を導入したほか、新潟イリノイ友好会館の譲渡、若宮保育園等不要となった施設の廃止・民間事業者への貸付を行いました。

(2) 定員の適正化

定員適正化計画に基づいて定員管理を行い、計画目標を達成しました。また、各係への業務量ヒアリングを毎年度実施し、適正な人員配置及び業務の実態に合わせた課・係の新設・廃止・統合を行いました。

窓口業務の委託等についても検討を行いましたが、個人情報保持の観点や、マイナンバー制度の開始に関連して情勢の変化が見込まれたことから当面は導入を見送ることとし、計画期間中の外部委託導入は行いませんでした。

(3) 職員給与の適正化

人事院及び県人事委員会の勧告に基づく国及び県の動向を踏まえ、職員の給与及び各種手当の適正化を図りました。

また、平成 28 年度から人事評価制度を開始しました。

(4) 公営企業等の経営健全化

観光事業・地域産業振興事業・水道事業等の公営企業会計・特別会計事業の経営健全化に、以下のように取り組みました。

観光事業については、第 2 次胎内リゾート活性化マスタープラン及び同アクションプランの策定とこれらに基づく事業推進、市民意見の反映を図ることなどに取り組み、事業会計の収支を改善しました。平成 25 年度からは胎内高原ビール園の運営を民間へ移行しました。歳入に占める一般会計からの繰入金の割合は、24 年度の 78.5%から 28 年度には 28.8%に改善しています。

地域産業振興事業については、民間事業者への製造業務委託や指定管理者制度を活用したほか、農畜産物加工施設、乳製品加工センター、ジャージー牛運営事業については平成 26 年 9 月から運営主体を民間事業者に移行し、経費節減を図りました。

公共下水道事業・水道事業・工業用水道事業・農業集落排水事業・簡易水道事業については、民間の業務委託を活用するとともに、設備更新の計画的な実施や人員の削減により支出の抑制を図りました。

(5) 第三セクターの経営合理化・効率化の推進

第三セクターの各法人の経営状況を検証し、監査体制の強化を行うことで一層の経営合理化・効率化に努めるよう指導を行いました。

(株)胎内リゾートは、第2次胎内リゾート活性化マスタープラン及び同アクションプランに基づき経営改革・収支改善に取り組みました。平成27年度及び28年度の経常収支は黒字となりました。

新潟製粉(株)、新潟フルーツパーク(株)は会社代表を民間人に交代し、経営の自立化を図りました。また、この2社及び胎内高原ハウス(株)ではそれぞれ生産及び経営の効率化を図り、経常収支は一部を除き平成25年度以降黒字となりました。

(株)荒川マリーナは、平成26年3月末で解散しました。

「効率的で質の高い執行体制の整備」

(1) 組織・機構の見直し

業務量ヒアリングを通じて各課・各係の課題等を把握した上で組織機構の見直しを行い、健康福祉課を廃止して福祉介護課・こども支援課・健康づくり課を新設(26年度)、秘書室の新設(27年度)等の改編を行いました。

出先機関のあり方の見直しについては、事務・事業委託等検討委員会や施設担当課において検討し、28施設において指定管理者制度の導入や外部委託を行いました。

(2) 職員の意識改革

職員の研修機会の充実については、新潟県市町村総合事務組合等の外部機関が実施する研修(受講者延べ300人以上)や民間の講師・専門家による研修会等への参加を促したほか、自己啓発書籍の紹介や、平成28年度からは各分野の担当職員が講師を務める庁内研修も実施し、職員の能力開発やレベルアップを図りました。

窓口対応力の向上を図るため、平成26年度から接遇・クレーム対応研修を行うとともに、市民を対象とした窓口利用アンケートを実施しました。アンケートに回答があった市民のうち、約9割の市民から満足との評価を得ています。

平成27年度まで新潟県と職員の相互交流派遣を行い、職員の事務処理能力の向上や専門的知識の習得、外部からの視点による事務改善に効果がありました。

法令遵守の強化については職員に対して適宜周知徹底を図るとともに、平成27・28年度にはコンプライアンス研修を実施して意識の向上を図りました。

(3) 効率的な事務・事業の推進

行政評価の実施により施策の検証、事務・事業の妥当性、成果の検証を行いました。

内部評価は試行を経て平成 25 年度から全ての施策（54 施策）について実施、外部評価は平成 28 年度までに 24 施策の評価を実施しました。外部評価によって市民の視点からの意見を取り入れました。また、全ての施策評価結果及び事務事業の評価結果を公表することで、透明性の確保に努めました。

(4) 情報管理の安心・安全の推進

情報管理対策の強化については、各課に情報の保護・管理に当たる担当者を配置するとともに、職員に対し情報セキュリティ研修を実施しました。平成 28 年度には新たに導入された個人番号制度に関するセキュリティ研修も実施し、個人情報や行政情報の保護・管理の重要性を徹底しました。

2. 実施計画の達成状況

実施計画の達成状況は「第 2 次行政改革大綱実施計画進捗管理表」のとおりです。全 36 項目のうち、実施項目を達成したものは 34 項目、検討の結果実施しないこととしたものは 2 項目（情報公開コーナーの設置・窓口改革）でした。